

伝清盛塚参拝橋損壊に係る対応について

音戸の瀬戸にある伝清盛塚参拝橋（以下「参拝橋」といいます。）は、令和5年2月に発生した貨物船による衝突事故によって損壊したため、音戸地区の住民からは「参拝橋の再建」又は「伝清盛塚への参拝や音戸清盛祭の神事等ができる場所の整備」を求める意見を頂いています。これを受け、市としては技術的な実現可能性の観点に加え、住民及び観光客・参拝者の安全確保を最優先に考え、国・県とも相談した上で、参拝橋再建案及び代替案の整理・検討をしました。令和8年7月、音戸地区関係団体（音戸地区自治会連合会、音戸町まちづくり協議会、音戸清盛祭保存会及び音戸町魅力化推進協議会）に対し、市の検討結果に関する説明会を実施しましたので、その概要及び今後の対応について報告します。

1 伝清盛塚と参拝橋の概要

伝清盛塚 	【所在地】呉市音戸町鰯浜1丁目 【建立年】平安時代／元暦元年（1184年） 【所有権】国 【広島県指定史跡登録日】昭和26年（1951年）4月6日 【設置状況】周囲49.14メートル、石垣の高さ5.46メートル 【伝承内容】音戸の瀬戸を切り開いたといわれる平清盛公が、人柱の代わりに一字一石の経石（一切経の経文が書かれた石）を海底に沈め難工事が完成。その経石の上に清盛公の遺徳を偲び、供養のための石塔「宝篋印塔（ほうきょういんとう）＝清盛塚」が建立された。【改築記念碑】清盛塚の手前（南側）には、表面に「改築記念碑」、裏面に「大正十三年四月一日 山下芳雪 書」と刻まれた石碑があり、大正13年頃に改築されたことが分かる。
参拝橋 	【建造年】昭和46年（音戸町史では、昭和46年に清盛塚参拝橋が完成と記載されているが、実際にはそれ以前の昭和38年頃に「清盛橋」とプレートの付いた少し形状が異なる橋があり、昭和46年に拡張されたと考えられる。） 【所有権】平成17年3月の合併により旧音戸町から呉市に引き継がれた。 【構造】岩礁上を水平化するために打設したコンクリート基礎の4か所に15センチメートル程度のへこみをつけ4本の基礎杭を設置しコンクリート床版を支えている。基礎杭は埋設型枠ではなく既製品のヒューム管の中空部に鉄筋かごを入れてコンクリート打設したもので、基礎コンクリートと基礎杭の一体化は図られず、杭構造としての法令基準を満たしていない（構造計算されていない模様）。

2 これまでの経緯

時 期	対 応 状 況 等
令和5年2月1日	参拝橋に貨物船衝突（事故相手方：株式会社六甲船舶）
令和5年3月3日	音戸町まちづくり協議会・音戸地区自治会連合会が要望書（清盛塚参拝橋の整備について）を呉市に提出
令和5年10月～ 令和6年1月	事故相手方が参拝橋の解体撤去工事を実施
令和6年5月～6月	事故相手方が国道護岸の修復工事を実施
令和6年6月～7月	事故相手方が令和6年3月に作成した参拝橋再建案について協議を実施。 【国・県】広島県港湾振興課，広島県西部建設事務所呉支所管理課・工務課，呉海上保安部交通課，中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所 【事故相手方】株式会社ナビレックス（調査会社），コスモ海洋株式会社（建設コンサルタント会社） 【呉市】港湾漁港課，文化振興課
令和8年1月～	参拝橋再建案に加え，代替案の検討を開始
令和8年7月	音戸地区関係団体に対して説明会を開催

3 参拝橋の再建案及び代替案

(1) 参拝橋再建案（技術面・安全面での課題）の検証

参拝橋再建については，①埋立案，②参拝橋建設案，③直接架橋案の三つの案を検証しましたが，いずれの案も多大な事業費と長期にわたる工事期間を要するだけでなく，施工上の技術的制約や，市としても従前から認識していた参拝者・歩行者の国道横断時における交通事故リスク，護岸側の歩道の狭さなどの安全管理上の課題があります。

技術的には③案（直接架橋案）の実現可能性が比較的高いものの，広島県史跡である伝清盛塚本体への影響（伝清盛塚側の補強が必要）や史跡内の敷地が狭く音戸清盛祭での利用ができないなどの制約に加え，石材の柵しかなく十分な安全対策ができないため参拝者が海へ転落する危険性があるなどの多くの安全管理上の課題が想定されます。

再 建 方 法	施 工 上 の 課 題 等	安 全 面 で の 課 題 等
①埋立案 ・伝清盛塚の前を埋め立てて参拝可能な空間を整備 ・概算工事費：約4億円 ・工 期：最短5年	・埋立申請が必要だが、音戸の瀬戸は埋立禁止区域であり、埋立の合理的理由に乏しいため、許可取得が困難であること。 ・海上に護岸が張り出す構造となるため、潮流の変化による船舶の航行安全性への影響が大きいこと。 ・陸側からの工事は車両通行止めを伴うため困難であり、海上での工事作業が不可欠であるが、航路に影響を与えない施工が困難であること。	・伝清盛塚に向かう国道は、横断歩道があるものの信号がなく、カーブにより運転者からの見通しが悪いことに加え、護岸側の歩道も狭いため、従前から交通事故の危険性が指摘されていること。
②参拝橋建設案 ・参拝橋と同様の栈橋を整備 ・概算工事費：約3億円 ・工 期：最短5年	・撤去前の参拝橋と同じ構造で復旧すると不適格構造物となり、現行基準で設計計算した場合、安全性を担保するためには、既設のコンクリート基礎を撤去し、ボーリング調査後に新たに杭基礎等が必要となるが、岩が主体の土質のため、基礎の施工はかなり困難であること。 ・陸側からの工事は車両通行止めを伴うため困難であり、海上での工事作業が不可欠であるが、航路に影響を与えない施工が困難であること。	・海上や護岸先端にせり出す構造は、転落防止柵を設けた場合であっても、波浪や強風、悪天候時における海への転落リスクを完全には排除できず、特に子どもや高齢者にとって危険性が高く、万一の転落時には陸上と比べて救助が困難であり、重大事故につながるおそれがあること。
③直接架橋案 ・陸側から伝清盛塚に直接架橋 ・概算工事費：約2億円 ・工 期：最短3年	・橋を据え付けるための護岸の改修及び史跡側の基礎の設置が必要となるなど、護岸や伝清盛塚への負荷が大きいこと。 ・橋の幅員や伝清盛塚正面のスペースが狭く、音戸清盛祭の神事等では使用できないこと。 ・史跡内は狭く、石材の柵しかなく十分な安全対策ができないため転落の危険性があること。	・参拝橋への衝突事故は過去に複数回発生しており、②参拝橋建設案を採用した場合、今後も発生する可能性があること。

※概算工事費及び工期は、令和7年1月時点における試算によります。

(2) 代替案の検討

参拝橋再建案の検証において明らかとなった課題を踏まえ、伝清盛塚の参拝が可能となる空間を整備するため、隣接する「おんど観光文化会館うずしお」（以下「うずしお」といいます。）の2階から音戸の瀬戸を臨む「音戸の瀬戸キャナルテラス」（以下「テラス」といいます。）の拡張及び外階段の整備等を行います。本整備により、主に次の効果が期待できます。

- ア 道路を横断せず、うずしお2階のテラスから安全に伝清盛塚の参拝が可能となります。
- イ 外階段を設置することで、テラスの利用が、夜間を含め、うずしおの閉館時間中においても常時可能となります。
- ウ 伝清盛塚の参拝のみならず、音戸の瀬戸の眺望をより間近に楽しむことが可能となり、うずしおの観光資源としての価値が高まります。
- エ うずしお2階の音戸清盛祭展示施設を観光客に見てもらえる機会が増えるなど、うずしお全体の利用促進につながります。



伝清盛塚・うずしおの位置関係（参拝橋撤去前）

4 音戸地区関係団体に対する説明会の概要

説 明 日	相 手 方
令和8年7月10日	音戸地区自治会連合会，音戸町まちづくり協議会，音戸清盛祭保存会（26名）
令和8年7月28日	音戸町魅力化推進協議会（22名）
説明会の内容 ・参拝橋再建案について、施工上の技術的制約や安全管理上の課題から極めて困難であることを市から説明しました。 ・代替案として、うずしお2階のテラスの拡張案で検討を進めることについて、反対の意見はありませんでした。 ・劣化が著しい伝清盛塚の修理（石柵，階段，周辺への捨て石）に関する要望を受けました。 ・うずしお2階音戸清盛祭展示施設の改修に関する要望を受けました。 ・次回の説明会で、テラス拡張案の具体的なイメージ図等を提示して意見を伺い、伝清盛塚及びうずしお2階の音戸清盛祭展示施設の改修要望に対する市の考えを示します。	

5 今後の対応

参拝橋再建に係る三つの案と代替案を検討してきましたが、参拝橋再建案では、施工上の技術的制約、多大な事業費、長期にわたる工事期間を要するとともに、参拝者の安全面での課題があることから再建は行わず、代替案である「うずしお2階のキャナルテラスの拡張」、「音戸清盛祭展示等設備の改修」及び「伝清盛塚の保存修理」を行うこととします。

(1) 予算措置

ア 次回音戸清盛祭（令和10年5月予定）の開催時期までに、うずしお2階のテラス拡張工事を完了させることを目指し、実施設計業務に係る補正予算案を令和8年9月定例会に提出します。

なお、当該実施設計業務は今年度中に観光振興課が行う予定です。

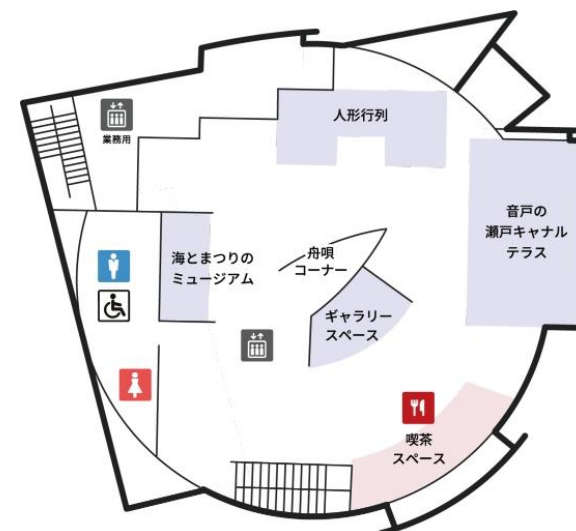
イ 令和9年度当初予算案に、テラス拡張工事（観光振興課）、音戸清盛祭展示等設備改修（観光振興課）及び伝清盛塚の保存修理（文化振興課）に係る経費を盛り込む予定です。

(2) 事故相手方との協議

これまで事故相手方とは、被害状況調査、損傷した参拝橋の解体撤去、参拝橋の再建案の検討について協議を重ねてきましたが、今後、参拝橋再建については、3で述べた課題があるなどの理由により中止とし、事故相手方に、うずしお2階のテラスの拡張を実施する方針で和解に向けた協議を行います。協議の結果、事故相手方と和解をする場合は、別途市議会に和解に係る議案を提出します。

(3) 今後のスケジュール（案）

時 期	対 応 内 容
令和8年9月	第2回音戸地区関係団体説明会で、うずしお2階のテラス拡張案のイメージ図案を提示
令和8年10月～令和9年3月	うずしお2階のテラス拡張工事に係る実施設計（令和8年9月補正予算議決後）
令和9年（時期未定）	事故相手方との和解に係る議案を市議会に提出（議決後に「和解契約書」締結）
令和9年4月～令和10年度中	うずしお2階のテラス拡張工事、音戸清盛祭展示等設備改修及び伝清盛塚保存修理
令和10年5月頃	音戸清盛祭開催予定（前回開催：令和5年5月28日）



うずしお2階（現状図）